陳情第50号		受理年月日	平成26年3月17日	
付託委員会		環境建設委員会		
陳情者	門司の	区吉志5丁目1)環境を考える 長 森下 宏人	会	
件名		ックホルム条約 里への反対につ	的の遵守とPCB6000トン追 いて	

要旨

北九州市では、環境省の10年たったら更地にして返す、との約束のもと、2004年12月から、PCB処理事業が開始された。しかし、約束の期限まで1年となった現在でも、本市処理予定の1万トンのうち、6000トンしか処理が終わっていない。そのようなおくれた状況にあるにもかかわらず、環境省は、このままではストックホルム条約で決められた2028年までに、日本のPCBの処理が終わらないとして、昨年10月北九州市に対し、PCB6000トンの処理追加を要請してきた。

環境省は、5つの事業所でのPCB処理期間を延長、かつ、得意分野の処理をするため、事業所間で処理物のやりとりをするとしているが、このようなやり方で、ストックホルム条約が守れるとは思えない。そもそも2001年に制定され、2016年7月までに全量を処理するとした、PCB廃棄物特別措置法がうまくいかなかったことへの、環境省の反省と教訓は示されていない。私たち、北九州市民は、こんな成り行きまかせの環境省のやり方に、翻弄されなければならないのか。

また、私たちは、危険物を限られた場所に大量に集めることや、長距離移動させることは、大変危険だと考える。そして何より、10年たったら更地にして返す、との約束を信じ、ひたすら忍んできた市民の思いはどうなるのか。

今、大事なことは、失敗したこれまでの方法の延長線上で対応するのではなく、確かに処理できる方向に、大きく方向転換することではないのだろうか。

ついては、ストックホルム条約の遵守と、北九州市民の命と健康を守
る立場から、下記の3点について、措置されたい。
記
1 今全国にあるPCBを全て処理するため、PCBの毒性、PCBの
届け出、PCBの処理の推進を、テレビなどを使用して広く国民に周
知することを国に求めること。
2 未処理のPCBがたくさんあると思われる地域、もしくは、大阪、
名古屋、東京などの人口の多い地域に、PCBが適性に処理できる工
場を、必要数建設するよう国に求めること。
3 環境省から要請のあった、北九州事業所でのPCB6000トンの
追加処理を、市議会として認めないこと。